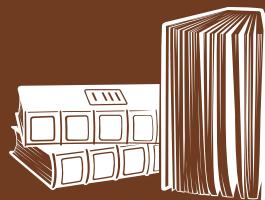




# 暮らしの判例



国民生活センター 消費者判例情報評価委員会

消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

## ソーシャルレンディング(貸付型ファンド)の勧誘について 説明義務違反が認められた事例

ファンドの営業者にソーシャルレンディング(貸付型ファンド、貸付型クラウドファンディング)のプラットフォームの提供を行い、ファンドの取得勧誘をしていた第二種金融商品取引業者に対し、情報提供が投資家の投資判断を誤らせるものであったとして、説明義務違反を認めた事例(東京高等裁判所令和6年1月24日判決、LEX/DB)。

- X (被控訴人・一審原告) : 消費者
- Y1 (控訴人・一審被告) : 第二種金融商品取引業者
- Y2 (控訴人・一審被告) : B訴訟承継人であるB相続財産

- A : ファンド営業者
- B : Y1 の代表取締役
- C : Bの相続財産管理人
- D : Bの補助参加人(損害保険会社)
- E・F : Aの完全子会社

### 事案の概要

#### 1 当事者、訴訟の経緯

Y1は、匿名組合契約締結の媒介、取次ぎ及び代理業などを業務とし、第二種金融商品取引業の登録を受けていて、一般社団法人第二種金融商品取引業協会の正会員である。Y1の事業は、インターネットでファンドの募集を行い、投資家からの出資を、ファンドの営業者を通じて企業等に貸し付ける仕組みであるソーシャルレンディング(貸付型ファンド、貸付型クラウドファンディング)で、金融商品取引法に規定する有価証券の募集又は私募の取扱いに該当する。

Y1は、ファンドの営業者との間でソーシャルレンディングに関する業務提携合意を締結した上で、当該営業者に対し、Y1のソーシャルレンディングのプラットフォームの提供を行っていた。

Xは、Y1の勧誘を受けてAとの間でAを営業者とするファンドの匿名組合契約を25本締結し(以下、25契約)、合計6882万円を出資し

た。これらの元本が償還されなかったことから、Xは、Y1に説明義務違反があるなどとして、Y1、A、B、E、Fらに対して損害賠償請求訴訟を提起した。

Bは裁判中に死亡し、Cが相続財産管理人に選任されて訴訟承継された。Y1はDとの間で役員賠償責任保険契約を締結していたことから、Dが補助参加した。

A他については弁論が分離されたほか、Xと25契約の関係者との間で和解契約が締結されて合計4000万円がXに支払われ、Xが訴えを一部取り下げた。この結果、Xの請求は出資金から支払いを受けた分配金と和解金を控除した2369万円余りに弁護士費用230万円を加えた2599万円余りと遅延損害金の支払いを求める内容となった。Y1、Y2に原判決(参考判例①)が言い渡されたところ、Y2が控訴した。

#### 2 事実経過の概要

Xが締結した匿名組合契約によるファンドの仕組みは、営業者であるAが集めた出資金の大部分をEまたはFに対して貸し付け、出資者に

対してその利息を配当して分配するというものである。

Eは、Aから借入れた資金で、パチンコ店経営業者の代わりにパチンコ台等の機器を購入し、当該企業との間で、この機器を販売する割賦販売契約を締結し、その機器代金の割賦金とその利息を受領することとしていた。Fは、借り入れた資金でパチンコ店経営業者に貸付けを行い、利息を受領することとしていた。

Y1は、2018年1月から同年11月の間、Aから取扱いの委託を受けY1が管理するウェブサイトに掲載された募集画面を通じて、匿名組合契約に係るファンドの出資の勧誘を行った。

Xは、2018年1月25日から同年11月19日までの間、Aとの間で、25契約を締結し、合計6882万円を出資した。Xは、Aから、25契約の分配金として合計512万2820円を受領したもの、元本は償還されなかった。

関東財務局長は、2018年7月13日、Y1に対し、Aとは別の営業者に係るファンドの取得勧誘に関して、資金使途について実際とは異なる表示を行ったことなどを理由に、業務改善命令を発出した。

Aは、2019年4月4日、全ファンドの支払を停止する旨通知した。東京地方裁判所は、2020年4月1日、A、E、Fについて、破産手続開始決定をした。

### 3 原判決(参考判例①)の要点

原判決は、Y1は金融商品取引法の規制を受け、勧誘に関して虚偽の表示をし、または重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為を禁止され(同法38条9号、金融商品取引業等に関する内閣府令117条1項2号)、第二種金融商品取引業協会が定めた「事業型ファンドの私募の取り扱い等に関する規則」(以下、本件規則)により財務諸表等の資料に基づく事業者及び運営者の財務状況の確認、事業計画の妥当性、資金使途・妥当性を審査すべきであり(5条1

項)、顧客に対し事業者及び運営者の財務状況または財務情報その他の重要な情報を提供し分かりやすく説明しなければならない(6条)ところ、勧誘に際して最終貸付先事業者の財務諸表等に基づいて慎重な審査を行っているかのように説明してファンドの安全性を強調しているので、投資家を誤解させ判断を誤らせることがないよう本件最終貸付先事業者の財務状況が債務超過の状態であったことについても説明すべき注意義務があり、Xとの関係においてこの注意義務に違反しており、不法行為責任を負うとした。

なお、Y1は、元本毀損リスクについては募集画面上でも契約締結前交付書面でも説明していると主張しているが、原判決は、それらは一般的な元本毀損リスクの説明にすぎず、そのリスクが顕在化する具体的な可能性については何ら説明されていないので、誤解を解消するに足りる説明とは言えないとしてこれを排斥している。

次に、Y1には金融商品取引業を適確に遂行するための業務管理体制を整備しなければならないところ、実際には行われておらず、Bはそのことを認識していたか、または容易に認識し得たものであり、Bは少なくとも重過失による義務違反があるとして、会社法429条に基づきY1による説明義務違反によりXに生じた損害の賠償責任を負うとした。

損害額を2369万円余りとして2割の過失相殺をしたうえ弁護士費用1割を加算して2084万円余りの請求を認容し、Y1らが控訴した。

### 理由

本判決は、Y1について以下のように判示した。

まず、説明義務について、参考判例②を引用し、契約の一方当事者が当該契約の締結に先立ち、信義則上の説明義務に違反して、当該契約を締結するか否かに関する判断に影響を及ぼすべ

き情報を相手方に提供しなかった場合には、相手方が当該契約を締結したことにより被った損害について、不法行為による賠償責任を負うとした。

次に、Y1は、本件各匿名組合契約の当事者ではないが、ソーシャルレンディングの出資者の募集を事業として行っており、募集行為は出資者がY1から提供される情報に基づいて出資するかどうかを判断する仕組みが採られていたと認められるから、Y1は、信義則上、募集に際し、これに応募しようとする顧客に対して一定の事項を説明する義務を負うとした。

そして、金融商品取引業者は、顧客が自己責任の下に投資判断を行うことができるようにするための前提として、対象となる金融商品の仕組み、特性、リスクの内容及び程度等について、当該顧客が具体的に理解することができる程度の説明を、正確にすべき信義則上の義務を負い、金融商品取引業者がした説明が必要な事項を欠くものであったり、事実に反し、又は実態に沿わない説明、顧客に誤認や誤解を与えるものであったりする場合には、当該説明は、上記のとおりの説明義務に違反し、顧客に誤った認識をもたらし、その投資判断を誤らせることになるから、違法であり、顧客に対する不法行為を構成すると解するのが相当であるとした。

そのうえで、Y1は第二種金融商品取引業者であり、金融商品取引契約の締結又はその勧誘について、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為をすることが禁止されるとともに、本件規則においては、財務諸表等の資料に基づく事業者及び運営者の財務状況の確認、事業計画の妥当性、資金使途・妥当性を審査すべきものとされていることからすると、顧客（出資者、出資しようとする者）との関係においては、最終貸付先事業者について上記のような審査事項について審査する義務を負っているのはY1であって各営業者ではな

いから、各営業者が行う審査は、これをY1が実質的にアウトソーシングしたものにすぎないというべきである。

金融商品取引法及び本件規則による規律は、投資家に投資判断の対象となる情報を正確に提供し、もって投資家が自己責任の下に投資判断をできるようにするとともに、投資家との間で投資をめぐる紛争が生ずることを防止することを目的としたものと解されるから、Y1を含む第二種金融商品取引業者は、投資家に対して上記規律に従って情報を提供する義務を負い、これらの規律に違反することは、それが投資家の投資判断において重要な事項に関するものであり、違反の内容が、説明が欠落していたり、説明が不正確であり、又は誤認や誤解を与えていたりするものである場合には、投資家の投資判断を誤らせるものとして、私法上も信義則上の説明義務に違反すると解するのが相当である。

## 解説

いわゆるソーシャルレンディング（貸付型ファンド、貸付型クラウドファンディング）は、インターネットでファンドの募集を行い、投資者からの出資を、ファンドの営業者を通じて企業等に貸し付ける仕組みである。ファンドの募集を行うソーシャルレンディングの仲介者（本件の場合、Y1）は、ファンド持分の募集または私募の取扱いに該当するため第二種金融商品取引業の登録が必要となる。

他方、ファンドの営業者（本件の場合、A）は貸金業法の登録が必要となる。なお、ファンドの営業者がファンド持分の取得勧誘を第三者に委託して自らは全く行わない場合、ファンドの営業者は第二種金融商品取引業の登録が不要であることが金融庁から明確にされている。

貸金業法との関係で、当初、貸付型ファンドの場合に投資家に対して借り手を特定できる情報を提供すると、当該投資家が貸金業法違反に問

われることにならないかとの懸念から、借り手を具体的に開示せず(匿名化)、かつ複数の借り手に融資するスキーム(複数化)による運営が行われていた。しかし、この弊害が問題となり、本件規則が改正されて2018年1月1日から施行され、改正された規則が本件事案でも引用されている。原判決(参考判例①)及び本判決は、最終貸付先事業者の財務状況等は、投資家の投資判断にとって重要な要素であるとして説明義務の対象となり、その違反は不法行為を構成することを明確にした。

違法性の判断方法をもう少し詳しくみると、原判決は、Y1が第二種金融商品取引業者として金融商品取引法と業界自主規制規則に違反している点を踏まえて注意義務違反を認定し、Bについては会社法429条による責任を認定している。この点について本判決は、Y1の責任に関し、説明義務について判断した参考判例②を踏まえ、信義則上の説明義務違反を認めている。ただし、参考判例②は、契約当事者間についての説明義務を判示している事案である。これに対して、本件の匿名組合契約は、すべてXとAとの間で締結されており、Y1は契約当事者ではない。そうではあるが、信義則上の説明義務を負うべき点に関して、上記のとおり判決理由で示している。

なお、説明義務違反の意義について、説明すべき事項を説明しないことをいう場合がある。この場合は、誤解を生じさせるおそれのある勧誘等は説明義務とは別の違法類型になる。そのような例として、金融商品取引法(37条の3第2項)、金融サービスの提供および利用環境の整備等に関する法律(4条1項ないし5項)を挙げることができる。しかし、裁判実務では、誤導や事実に反する情報の提供なども説明義務違反に含まれる意義とされることが多い。

ソーシャルレンディングの分野は、不正行為が相次いだことから、金融商品取引法の2023

年11月改正で規制を強化し、改正法は2024年11月1日から施行されている。主な改正点は、貸付型ファンドの概念を明確にするために「貸付事業等権利」という定義を新設し(改正29条の2第1項10号)、そのうえで重要な情報の提供が確保されない場合の募集等の禁止、情報運用報告書の交付が担保されていないファンドの募集等の禁止、インターネットでファンドの募集を行う場合について電子募集取扱業務と同様、重要な事項の明確な表示を義務付ける(改正40条の3の3、40条の3の4等、43条の5、29条の2第6号)等である。

### 参考判例

- ①東京地方裁判所令和5年6月26日判決  
(LEX/DB25598377)
- ②最高裁判所平成23年4月22日判決  
(最高裁判所民事判例集65巻3号1405頁)